

政令第五十七号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置
に関する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）の施行に伴い、同法附則第三条第三項において読み替えて準用する同条第二項及び同法附則第四条、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第二項並びに国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百十九号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第一条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第八項中「第十条の三第一項」を「第十条の三第一項の本府省業務調整手当、同法第十条の四第一項」に、「第十条の四第一項」を「第十条の五第一項」に改める。

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第二条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「に規定する特定管理職員」を「の規定による管理職員特別勤務手当を支給される職員」に改める。

(経過措置)

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条第三項において読み替えて準用する同条第二項に規定する政令で定める内容及び同条第三項において読み替えて準用する同法附則第四条に規定する政令で定める事項は、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。

附 則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により本府省業務調整手当が創設されたこと等に伴い、関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。